

令和7年度消費者見守り体制促進事業研修業務

業務仕様書

令和7年2月

岩手県

この「業務仕様書」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和7年度消費者見守り体制促進事業研修業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関し、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、**プロポーザル**に参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 本業務の概要

(1) 名称

令和7年度消費者見守り体制促進事業研修業務

(2) 目的

地域の見守り関係者及び消費者行政関係者等を対象に、地域における高齢者及び障がい者等（以下、「高齢者等」という）の消費者被害の現状、被害の予防や早期発見・救済の方法及び見守りネットワーク整備等についての研修を実施することにより、もって高齢者等の消費者被害の防止を図ることを目的とする。

(3) 委託期間

委託契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 委託料の上限額

1,397千円以内（税込）

(5) 業務内容

高齢者等の消費者トラブルについて、地域の見守りネットワークの必要性を理解するとともに、関係する知識の習得のための研修を行うこと。

2 仕様詳細

(1) 必須事項

次のとおり研修を実施する。

① 研修対象者

地域で高齢者等の福祉に従事している者（社会福祉士、介護支援専門員、相談支援専門員、保健師、民生委員、生活支援コーディネーター等）、地域の防犯関係者、消費者行政及び福祉を担当する行政職員、消費生活相談員、消費生活サポーター、地域の見守りに関心のある学生等

② 研修は以下の内容を盛り込んだものとする。

ア 講義

- ・ なぜ、高齢者等の消費者トラブルの見守りが必要なのか。
- ・ 地域で消費者見守り活動を行うためにはどうしたら良いか。
- ・ 消費者トラブルに関する見守り連携の実例
- ・ 消費者トラブルの事例紹介
- ・ 消費者安全確保地域協議会設置自治体の先進事例紹介

イ グループワーク（1グループ6名程度、最大10グループで実施）

- ・ 見守り支援を効果的に行うための手法、関係者の連携の検討

③ 実施回数

全4回

④ 実施時期

令和7年6月～令和8年3月

(研修の実施日は、委託契約締結後、受託者と日程調整のうえ決定する)

⑤ 実施場所 (予定)

岩手県内4箇所 (滝沢市、二戸市、宮古市、一関市)

(※講義については、各回、オンラインにより視聴可能とする。)

⑥ 定員

40～60人程度 (一回当たり) (※オンライン参加者を除く)

⑦ 時間

概ね165分 (講義：45分、休憩：10分、グループワーク：110分) 程度

⑧ 研修の運営管理

事業の実施に当たり、受託者は下記ア～ケの事項について実施すること。下記ア～ケ)以外で事業の管理運営に必要な事項 (会場の確保、参加者の募集等) はすべて県が実施するものとする。

ア 研修 (講義、グループワーク)

イ 講義用配布資料の作成及び印刷

※オンライン参加者用に電子データを県に提供すること。

ウ パンフレット (3種類以上) の選定、購入

※見守りネットワークの概要及び関係機関の連携の重要性が分かるものを含めること。

エ グループワーク用配布資料の作成及び印刷

オ グループワークに使用する消耗品の購入

カ 講師の選定、依頼、旅費の支給 (講師及びグループワーク補助者)

キ 委託者との連絡調整

ク アンケートの実施 (会場参加者分のみ)

※各回の研修実施後概ね1か月を目途に結果を取りまとめの上、県に報告すること。

ケ 実績の取りまとめ

(2) 相乗効果が期待できる取組 (自由提案)

上記業務に加え、本業務の目的に合致した効果的な企画を提案すること。なお、実施に要する経費は、必須事項に要する経費を合わせ、委託料の上限額の範囲内とする。

3 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。

イ 受託者は、監理業務を除く本業務の一部を第三者に委託することができる。その際は事前に、県に対し書面で再委託の内容、再委託先 (商号又は名称)、その他再委託先に対する監理方法等必要事項を報告しなければならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、上記（１）のイにより本業務の一部を第三者に委託する場合は、当該委託の相手方を岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

（３） 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記（１）イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に県に書面で通知しなければならない。

（４） 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いが完了したときをもって、受託者から県に移転するものとし、成果品等は、今後、県が自由に利用できるものとする。

その他、詳細については、県及び受託者間で協議のうえ、別途契約書により定める。

（５） 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後も同様とする。

（６） 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守しなければならない。